

医政発 0331 第 29 号  
平成 29 年 3 月 31 日

公益社団法人 全日本病院協会会長 殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

「地方自治法施行令の一部を改正する政令」等の施行について

標記について、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

総行行第71号  
医政発0331第20号  
平成29年3月31日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長  
厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

### 「地方自治法施行令の一部を改正する政令」等の施行について

平成27年12月22日に、地方分権改革に係る「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されました。

これに伴い、本日付けで地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第82号。以下「改正政令」という。）及び医療法施行規則及び医療法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第49号。以下「改正省令」という。）が公布され、本年4月1日から施行することとされています。

これらの政省令による改正の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関及び関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

### 記

#### 第一 改正の趣旨

診療所の病床設置等に係る事務・権限を都道府県から指定都市に移譲するものであること。

#### 第二 診療所の病床設置等に係る事務・権限の移譲の内容について

診療所の病床設置等に係る事務・権限（病床設置許可、病床数等の変更の許可、病床設置の届出の受理、病床数等の変更の届出の受理、療養病床を有する診療所の人員及び施設基準の条例の制定、条件付き許可、条件付き許可に伴う勧告等）を、指定都市に移譲するものとする。ただし、診療所の病床設置・増床等に関する

勧告、公的医療機関等に対する非稼働病床の削減命令等に係る事務・権限については、引き続き、都道府県の事務・権限とすること。

診療所の病床設置・増床等の許可に当たっては、指定都市の市長は、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を求めなければならないものとする。

なお、指定都市への権限移譲後も、都道府県医療審議会において医療機関に対する権限行使に関して必要な事項を調査審議するものであること。

### 第三 施行期日及び経過措置

- 1 上記の政省令の改正は、本年4月1日から施行すること。
- 2 施行日前に、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第3項の規定によりされた許可、同条第5項の規定により付された条件、同法第27条の2第1項の規定によりされた勧告、同条第2項の規定によりされた命令若しくは医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の3若しくは第4条第2項の規定によりされた届出又は施行の際現にされている同法第7条第3項の許可の申請で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行う者が異なることとなるものは、施行日以後、改正政令による改正後の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の35の規定により読み替えて適用する医療法（以下「読替え後の医療法」という。）及び同条の規定により読み替えて適用する医療法施行令（以下「読替え後の医療法施行令」という。）の規定の適用については、それぞれ読替え後の医療法第7条第3項の規定によりされた許可、同条第5項の規定により付された条件、読替え後の医療法第27条の2第1項の規定によりされた勧告、同条第2項の規定によりされた命令若しくは読替え後の医療法施行令第3条の3若しくは第4条第2項の規定によりされた届出又は読替え後の医療法第7条第3項の許可の申請とみなすこと。この場合において、読替え後の医療法施行令第3条の3後段及び第4条第2項後段の規定は、適用しないこと。
- 3 施行日前に、医療法施行令第3条の3又は第4条第2項の規定により都道府県知事に対し届出をしなければならない事項で、施行日前にその届出がされていないものについては、これを、読替え後の医療法施行令第3条の3又は第4条第2項の規定により指定都市の市長に対して届出をしなければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、これらの規定を適用すること。
- 4 施行日から起算して1年を超えない期間内において、読替え後の医療法第21条第2項の規定に基づく指定都市の条例が制定施行されるまでの間は、当該指定都市の属する都道府県が医療法第21条第2項の規定に基づき条例で定める基準は、当該指定都市が読替え後の医療法第21条第2項の規定に基づき条例で定める基準とみなすこと。
- 5 施行日から起算して1年を超えない期間内において、次の(1)から(3)までに掲

げる規定に基づく指定都市の条例が制定施行されるまでの間は、当該指定都市の属する都道府県が当該(1)から(3)までに定める規定に基づき条例で定める基準は、当該指定都市が次の(1)から(3)までに掲げる規定に基づき条例で定める基準とみなすこと。

- (1) 改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。(2)において「新規則」という。）第43条の3の規定により読み替えて適用される医療法施行規則第21条の2 医療法施行規則第21条の2
- (2) 新規則第43条の3の規定により読み替えて適用される医療法施行規則第21条の4 医療法施行規則第21条の4
- (3) 改正省令による改正後の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号）附則第23条の2の規定により読み替えて適用される同令附則第23条 医療法施行規則等の一部を改正する省令附則第23条